

九重町中小企業・小規模事業者振興計画の概要

目的

九重町中小企業・小規模事業者振興基本条例に基づき、中小企業・小規模事業者の自主的な努力及び創意工夫を尊重し、町や経営支援団体、金融機関等、学校、町民が一体となって、中小企業・小規模事業者振興のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

条例の基本理念

中小企業・小規模事業者自らの努力・創意工夫の尊重と促進

町、経営支援団体、各主体等が相互連携し推進

本町の有する資源の総合的活用、地域内経済循環の促進

小規模事業者の経営・資金面への配慮等経営規模を勘案し推進

責務と役割

町の責務

○関係者との連携、施策の総合的かつ計画的な推進、情報収集・提供

金融機関等の役割

○円滑な資金調達及び経営改善への協力と創業・起業への支援

中小企業・小規模事業者の自助努力

○事業活動の維持改善、人材育成、雇用の促進、福利厚生への向上
○社会的責任の認識、地域社会との調和

中小企業支援団体の責務

○経営改善や創業・事業承継への支援

学校の役割

○地域の次世代を担う人材の育成への協力

住民の理解と協力

5つの基本方針と23の施策

経営基盤の安定強化

- ・経営相談・指導の充実
- ・円滑な資金調達の支援
- ・販路開拓の支援
- ・情報通信技術の活用支援
- ・円滑な事業承継への支援

地域内の経済循環の創出

- ・製品、技術、サービスに関する情報提供
- ・地域資源活用の促進
- ・地域商店活用の促進
- ・受注機会確保の促進

創業の促進

- ・情報、機会の提供と相談体制の充実
- ・事業計画策定及び資金調達支援

人材の確保・育成、事業環境の整備

- ・能力、技術継承支援、後継者育成
- ・就労促進
- ・キャリア教育の推進
- ・就労しやすい環境の整備
- ・ワークライフバランスの促進
- ・下請取引の適正化

経営の拡大及び新分野への進出推進

- ・産業集積の促進
- ・新技術等の開発支援
- ・地域資源活用によるツーリズム振興
- ・農林商工連携の促進
- ・海外事業への展開支援
- ・知的財産の活用促進

- 中小企業振興のために意見聴取を行う
- 財政上の措置

中小企業・小規模事業者の活性化